

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第8章 保守管理</p> <p>第106条 保守管理を実施するにあたり、原子炉施設の安全を確保するために以下の保守管理計画を定める。保守管理に関する業務を確実に実施するために、「保守管理要項」に使い易い表現を用いる。また、組織は、保守管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要項」に使い易い表現で記述する。また、組織は、保守管理の業務を実施する。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程」(JEAG-2009-2007)上に従うものとする。ただし、本条において「原子力発電所の保守管理規程」(JEAG2009-2007)上で定められた条項目は、「点検計画」と読みかえる。また、本条において「課長(品質保証)」総務課長、課長(設備・課長(核物質防護)および課長(建設管理)を除く各課長を「設備主管課長」と定義する。</p> <p>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、1.2.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第106条の3に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3) 所長は、「リスクマネジメント」基本要項」で定められた手順により、社内で周知された施設管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、1.2.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保守プログラムの策定 組織は、2.の施設管理目標を達成するため、4.より1.1.からなる保守プログラムを策定する。また、1.2.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ保守プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保守対象範囲の策定 課長(保守技術)は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき原子炉施設の中から、各号炉毎に安全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保守部長の承認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3)【重要発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下、「技術基準規則」という。)]に規定される設備</p>	<p>第8章 施設管理</p> <p>第106条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および重要発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下、「技術基準規則」という。)]を含む運用事項との適合を確認し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要項」に使い易い表現で記述する。また、組織は、施設管理に必要な文書を「文書・記録管理基本要項」に使い易い表現で記述する。また、組織は、施設管理の業務を実施する。</p> <p>1. 用語の定義 施設管理課長、課長(品質保証)、総務課長、課長(労働防護)および課長(建設管理)を除く各課長</p> <p>2. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、1.2.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第106条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 所長は、「リスクマネジメント」基本要項」で定められた手順により、社内で周知された施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、1.2.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保守プログラムの策定 組織は、2.の施設管理目標を達成するため、4.より1.1.からなる保守プログラムを策定する。また、1.2.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ保守プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保守対象範囲の策定 課長(保守技術)は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき原子炉施設の中から、各号炉毎に安全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保守部長の承認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計及び工事計画認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>第8章 保守管理</p> <p>第106条 保守管理を実施するにあたり、原子炉施設の安全を確保するために以下の保守管理計画を定める。保守管理に関する業務を確実に実施するために、「保守管理要項」に使い易い表現を用いる。また、組織は、保守管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要項」に使い易い表現で記述する。また、組織は、保守管理の業務を実施する。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程」(JEAG2009-2007)上に従うものとする。ただし、本条において「原子力発電所の保守管理規程」(JEAG2009-2007)上で定められた条項目は、「点検計画」と読みかえる。また、本条において「課長(品質保証)」総務課長、課長(設備・課長(核物質防護)および課長(建設管理)を除く各課長を「設備主管課長」と定義する。</p> <p>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、1.2.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第106条の3に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い安全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3) 所長は、「リスクマネジメント」基本要項」で定められた手順により、社内で周知された保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、1.2.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保守プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため、4.より1.1.からなる保守プログラムを策定する。また、1.2.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ保守プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保守対象範囲の策定 課長(保守技術)は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき原子力発電施設の中から、各号炉毎に安全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保守部長の承認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3)【重要発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下、「技術基準規則」という。)]に規定される設備</p>	<p>第8章 施設管理</p> <p>第106条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および重要発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下、「技術基準規則」という。)]を含む運用事項との適合を確認し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要項」に使い易い表現で記述する。また、組織は、施設管理に必要な文書を「文書・記録管理基本要項」に使い易い表現で記述する。また、組織は、施設管理の業務を実施する。</p> <p>1. 用語の定義 施設管理課長、課長(品質保証)、総務課長、課長(労働防護)および課長(建設管理)を除く各課長</p> <p>2. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、1.2.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第106条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 所長は、「リスクマネジメント」基本要項」で定められた手順により、社内で周知された施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、1.2.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保守プログラムの策定 組織は、2.の施設管理目標を達成するため、4.より1.1.からなる保守プログラムを策定する。また、1.2.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(7.、3参照)を踏まえ保守プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保守対象範囲の策定 課長(保守技術)は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき原子炉施設の中から、各号炉毎に安全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保守部長の承認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計及び工事計画認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前	備考
<p>5. <b>保安重要度の設定</b> 課長（保守技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4.の保安対象範囲について系統毎の範囲・機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<b>保安重要度</b>を設定し、<b>設備部長</b>の承認を得て、<b>設備主管課長</b>に周知する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設的安全性を確保するための重要度分類指針の重要度に基づき、<b>P</b> S Aから得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 構築物の保安重要度は、当該構築物が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<b>PS</b>から得られるリスク情報を考慮することができ、(3) 構築物の保安重要度は、(1) または(2) に基づき設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 保安活動管理指標の設定 監視計画の策定および監視相観は、「保安活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 課長（保守技術）は、保安の有効性を監視、評価するために5.の<b>保安重要度</b>を踏まえ、アラートレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標を設定し、<b>設備部長</b>の承認を得て、<b>設備主管課長</b>に周知する。 a. アラートレベルの保安活動管理指標 アラートレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。 (a) 70000監視時間あたりの計画外自動アラム回数 (b) 70000監視時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設設計の計画外作動回数 b. 系統レベルの保安活動管理指標 系統レベルの保安活動管理指標として、5. (1) の<b>保安重要度</b>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。 (中略)</p> <p>(4) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を課長（保守技術）に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>5. <b>施設管理の重要度の設定</b> 課長（保守技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4.の保安対象範囲について系統毎の範囲・機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<b>施設管理の重要度</b>として<b>点検に用いる重要度（以下「保安重要度」という。）</b>を設定し、<b>設備部長</b>の承認を得て、<b>設備主管課長</b>に周知する。 <b>また、設備主管課長は、「施設管理要領」に基づき、設計および工事の重要度を設定し、設備部長の承認を得る。</b> (1) 系統の保安重要度は、原子炉施設的安全性を確保するための重要度分類指針の重要度に基づき、<b>連動的リスク</b>情報から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 構築物の保安重要度は、当該構築物が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<b>確率的リスク</b>評価から得られるリスク情報、<b>運転業務等</b>を考慮することができ、(3) 構築物の保安重要度は、(1) または(2) に基づき設定する。 <b>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等と組み合わせる管理を行う。</b> (5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 保安活動管理指標の設定 監視計画の策定および監視相観は、「保安活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 課長（保守技術）は、保安の有効性を監視、評価するために5.の<b>施設管理の重要度</b>を踏まえ、<b>施設管理目標の中でアラートレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標</b>を設定し、<b>設備部長</b>の承認を得て、<b>設備主管課長</b>に周知する。 a. アラートレベルの保安活動管理指標 アラートレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。 (a) 70000監視時間あたりの計画外自動、<b>手動</b>アラム回数 (b) 70000監視時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設設計の計画外作動回数 b. 系統レベルの保安活動管理指標 系統レベルの保安活動管理指標として、5. (1) の<b>施設管理の重要度</b>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。 (中略)</p> <p>(4) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を課長（保守技術）に通知する。</p> <p>(中略)</p>
<p>7. 保安計画の策定 (1) 設備主管課長は、4.の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期および期間に関する事項を含む。 a. 点検の計画（7. 1参照） b. <b>補修、取替えおよび改造計画</b>（7. 2参照） c. 特別な保安計画（7. 3参照）</p> <p>(中略)</p>	<p>7. 保安計画の策定 (1) 設備主管課長は、4.の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期および期間に関する事項を含む。 a. 点検の計画（7. 1参照） b. <b>設計および工事の計画</b>（7. 2参照） c. 特別な保安計画（7. 3参照）</p> <p>(中略)</p>

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

変更前	備考
<p>5. <b>保安重要度の設定</b> 課長（保守技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4.の保安対象範囲について系統毎の範囲・機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<b>保安重要度</b>を設定し、<b>設備部長</b>の承認を得て、<b>設備主管課長</b>に周知する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設的安全性を確保するための重要度分類指針の重要度に基づき、<b>P S A</b>から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 構築物の保安重要度は、当該構築物が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<b>PS</b>から得られるリスク情報を考慮することができ、(3) 構築物の保安重要度は、(1) または(2) に基づき設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 保安活動管理指標の設定 監視計画の策定および監視相観は、「保安活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 課長（保守技術）は、保安の有効性を監視、評価するために5.の<b>保安重要度</b>を踏まえ、アラートレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標を設定し、<b>設備部長</b>の承認を得て、<b>設備主管課長</b>に周知する。 a. アラートレベルの保安活動管理指標 アラートレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。 (a) 70000監視時間あたりの計画外自動アラム回数 (b) 70000監視時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設設計の計画外作動回数 b. 系統レベルの保安活動管理指標 系統レベルの保安活動管理指標として、5. (1) の<b>保安重要度</b>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。 (中略)</p> <p>(4) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を課長（保守技術）に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 保安計画の策定 (1) 設備主管課長は、4.の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期および期間に関する事項を含む。 a. 点検の計画（7. 1参照） b. <b>補修、取替えおよび改造計画</b>（7. 2参照） c. 特別な保安計画（7. 3参照）</p> <p>(中略)</p>	<p>5. <b>施設管理の重要度の設定</b> 課長（保守技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4.の保安対象範囲について系統毎の範囲・機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<b>施設管理の重要度</b>として<b>点検に用いる重要度（以下「保安重要度」という。）</b>を設定し、<b>設備部長</b>の承認を得て、<b>設備主管課長</b>に周知する。 <b>また、設備主管課長は、「施設管理要領」に基づき、設計および工事の重要度を設定し、設備部長の承認を得る。</b> (1) 系統の保安重要度は、原子炉施設的安全性を確保するための重要度分類指針の重要度に基づき、<b>連動的リスク</b>情報から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 構築物の保安重要度は、当該構築物が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<b>確率的リスク</b>評価から得られるリスク情報、<b>運転業務等</b>を考慮することができ、(3) 構築物の保安重要度は、(1) または(2) に基づき設定する。 <b>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等と組み合わせる管理を行う。</b> (5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 保安活動管理指標の設定 監視計画の策定および監視相観は、「保安活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 課長（保守技術）は、保安の有効性を監視、評価するために5.の<b>施設管理の重要度</b>を踏まえ、<b>施設管理目標の中でアラートレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標</b>を設定し、<b>設備部長</b>の承認を得て、<b>設備主管課長</b>に周知する。 a. アラートレベルの保安活動管理指標 アラートレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。 (a) 70000監視時間あたりの計画外自動、<b>手動</b>アラム回数 (b) 70000監視時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設設計の計画外作動回数 b. 系統レベルの保安活動管理指標 系統レベルの保安活動管理指標として、5. (1) の<b>施設管理の重要度</b>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。 (中略)</p> <p>(4) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報を採取<b>および補修を要請</b>し、その結果を課長（保守技術）に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 保安計画の策定 (1) 設備主管課長は、4.の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期および期間に関する事項を含む。 a. 点検の計画（7. 1参照） b. <b>設計および工事の計画</b>（7. 2参照） c. 特別な保安計画（7. 3参照）</p> <p>(中略)</p>
<p>補正前</p>	<p>補正後</p>

□：補正箇所を示す。

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

備 考	補正後	補正前
<p>記載の適正化</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p>(案を加える)</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に要した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2.組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に依つて実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および試験設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規程の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を要する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第106条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2.組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するための次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による放射線設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に對する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期フェーズの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3.組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる状態が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による監視点検を定期的にを行う。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に要した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2.組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に依つて実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および試験設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規程の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を要する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第106条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2.組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による放射線設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に對する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期フェーズの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3.組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる状態が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による監視点検を定期的にを行う。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>・原子力規制における検査制度の変更</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p>(案を加える)</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に要した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2.組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に依つて実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および試験設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規程の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を要する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第106条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2.組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による放射線設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に對する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期フェーズの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3.組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる状態が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による監視点検を定期的にを行う。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>〔設計管理〕</p> <p>第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または追加に要した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2.組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に依つて実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および試験設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規程の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を要する。</p> <p>〔作業管理〕</p> <p>第106条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2.組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による放射線設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 使用中の原子炉施設に對する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期フェーズの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3.組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、異常故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる状態が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による監視点検を定期的にを行う。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>・原子力規制における検査制度の変更</p>

□ : 補正箇所を示す。

備考	補正後	補正前
記載の適正化	<p>変更前 (案を加える)</p> <p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更後</p> <p>（使用前事業者検査の実施） 第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設計」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設計に就いて「検査」という。）を維持する。</p> <p>2. 検査担当責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査の実施体制を構築する。</p> <p>（2）検査要領書*を定め、それを実施する。</p> <p>（3）検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>ア. 設計に就いて行われたものであること。</p> <p>イ. 技術基準規則に適合するものであること。</p> <p>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号ア、およびイの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1. 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>ア. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。</p> <p>イ. 機能および性能を確認するために十分な方法。</p> <p>ウ. 機能および性能または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。</p> <p>エ. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>オ. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>カ. 各種試験は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査業務に係る役割を調達する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。</p> <p>（2）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>（3）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1. 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>ア. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。</p> <p>イ. 機能および性能を確認するために十分な方法。</p> <p>ウ. 機能および性能または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>エ. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>オ. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>カ. 各種試験は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査業務に係る役割を調達する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。</p> <p>（2）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>（3）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>変更前 (案を加える)</p> <p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更後</p> <p>（使用前事業者検査の実施） 第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設計」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設計に就いて行われたものであること。【技術基準規則】に適合することを確認するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>2. 検査担当責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査の実施体制を構築する。</p> <p>（2）検査要領書*を定め、それを実施する。</p> <p>（3）検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>ア. 設計に就いて行われたものであること。</p> <p>イ. 【技術基準規則】に適合するものであること。</p> <p>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号ア、およびイの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>ア. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。</p> <p>イ. 機能および性能を確認するために十分な方法。</p> <p>ウ. 機能および性能または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>エ. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>オ. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>カ. 各種試験は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査業務に係る役割を調達する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。</p> <p>（2）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>（3）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1. 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>ア. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。</p> <p>イ. 機能および性能を確認するために十分な方法。</p> <p>ウ. 機能および性能または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>エ. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</p> <p>オ. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>カ. 各種試験は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>（1）検査業務に係る役割を調達する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。</p> <p>（2）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>（3）検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>

□ : 補正箇所を示す。

備考	補正後	補正前
<p>記載の適正化</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更後</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第106条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を締結する。 2. 検査の責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者は、次の各号を指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書*1を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 a. 開放、分極、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、腐食および異常の発生状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、<input type="checkbox"/>技術基準規則<input type="checkbox"/>に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の取扱い管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調整における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。 (3) 前項に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役割の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備に係る役割の供給者、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各段実施は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役割を譲渡する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 <input type="checkbox"/>各工場の特性に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更前</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第106条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を締結する。 2. 検査の責任者は、主任技術者の指導の下、検査に係る以下の事項を実施し、適切に検査を実施する。 (1) 検査要領書および点検書の作成 (2) 検査員の選任および検査実施体制の確立 (3) 検査の工程管理 (4) 検査の実施 (5) 検査記録の管理</p> <p>(定期事業者検査および定期事業者検査の実施) 第106条の2 所長は、溶接事業者検査および定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を締結する。 2. 検査の責任者は、主任技術者の指導の下、検査に係る以下の事項を実施し、適切に検査を実施する。 (1) 検査要領書および点検書の作成 (2) 検査員の選任および検査実施体制の確立 (3) 検査の工程管理 (4) 検査の実施 (5) 検査記録の管理</p>
<p>備考</p> <p>原子力規制における検査制度の員直しに伴う変更</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更後</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第106条の5 所長は、原子炉施設が<input type="checkbox"/>技術基準規則<input type="checkbox"/>に適合するものであることを定期に確認するために十分な方法 2. 検査実施責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者は、次の各号を指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書*1を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が<input type="checkbox"/>技術基準規則<input type="checkbox"/>に適合するものであることを判断するために必要な検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 a. 開放、分極、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、腐食および異常の発生状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、<input type="checkbox"/>技術基準規則<input type="checkbox"/>に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の取扱い管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調整における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。 (3) 前項に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役割の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備に係る役割の供給者、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各段実施は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役割を譲渡する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 <input type="checkbox"/>各工場の特性に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更前</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第106条の5 所長は、原子炉施設が<input type="checkbox"/>技術基準規則<input type="checkbox"/>に適合するものであることを定期に確認するために十分な方法 2. 検査実施責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者は、次の各号を指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書*1を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が<input type="checkbox"/>技術基準規則<input type="checkbox"/>に適合するものであることを判断するために必要な検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 a. 開放、分極、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、腐食および異常の発生状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、<input type="checkbox"/>技術基準規則<input type="checkbox"/>に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の取扱い管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調整における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。 (3) 前項に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役割の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備に係る役割の供給者、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各段実施は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役割を譲渡する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 <input type="checkbox"/>各工場の特性に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p>

: 補正箇所を示す。

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

備考	補正後	補正前
<p>監査業務等に係る変更の理由の一本化</p>	<p>監査業務の現 在に等 しい 変更</p>	<p>関係法令等の 遵守に係る 活動内容の 変更 に伴 う変更</p>
	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更後</p> <p>【関係法令および保安規定の遵守】 第123条 第122条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。 （1）社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を構築する。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 （2）電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を結集する。 （3）内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を結集する。 （4）第126条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 （5）内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 （6）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。 （7）内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>変更前</p> <p>【関係法令および保安規定の遵守】 第123条 第122条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。 （1）社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を構築する。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 （2）電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を結集する。 （3）第126条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 （4）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>

□ : 補正箇所を示す。

変更前	変更後	備考
<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>【品質保証計画】 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下の品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】 1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JFQA4111-2009）」（以下「JFQA4111」という。）および関係法令に基づき品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JFQA4111 に従う。 (1) 原子炉施設 <b>原子力発電所を構成する建築物、系統および機器等の総称のことをいう。（以下、本条において同じ。）</b></p> <p>(2) 原子力施設情報公開プログラム 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（<b>原子力施設情報公開プログラム</b>）のことをいう。 (3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第173条において同じ。）</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】 1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の安全のための業務に係る品質管理に必要な体制の構築に関する規則」および「信頼性の確保」(以下「品質規則」という。))に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質規則に従う。 (1) 原子炉施設 <b>原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開プログラム）</b>のことをいう。 (3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第173条において同じ。）</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>【品質保証計画】 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下の品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】 1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JFQA4111-2009）」（以下「JFQA4111」という。）および関係法令に基づき品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JFQA4111 に従う。 (1) 原子炉施設 <b>原子力発電所を構成する建築物、系統および機器等の総称のことをいう。（以下、本条において同じ。）</b></p> <p>(2) 原子力施設情報公開プログラム 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（<b>原子力施設情報公開プログラム</b>）のことをいう。 (3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第173条において同じ。）</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】 1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の安全のための業務に係る品質管理に必要な体制の構築に関する規則」および「信頼性の確保」(以下「品質規則」という。))に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質規則に従う。 (1) 原子炉施設 <b>原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開プログラム）</b>のことをいう。 (3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第173条において同じ。）</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

□ : 補正箇所を示す。

検査業務等に係る変更の理由の一本化

品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係		備考												
変更前	変更後													
品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係														
<p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に「規定類と保安規定各条文との関連をわ. 〇. 〇. およびd. 〇. 〇.」の系に示す。                  a. 文書化した、不正行為がなされていないことをいう。                  ※修正とは、不正行為がなされていないことをいう。                  b. 品質マネジメントシステムにおいて、品質方針および品質目標の実現に示す。</p>														
<p>品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>														
<p>品質マネジメントシステム計画</p> <table border="1"> <tr> <td>品質保証計画</td> <td>社長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程 (第12.5条)</td> <td>社長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則 (第12.5条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則 (第12.5条)</td> <td>検査部門長</td> <td>制定者</td> </tr> </table>			品質保証計画	社長	制定者	原子力品質保証規程 (第12.5条)	社長	制定者	原子力品質保証細則 (第12.5条)	電源事業本部長	制定者	原子力安全管理監査細則 (第12.5条)	検査部門長	制定者
品質保証計画	社長	制定者												
原子力品質保証規程 (第12.5条)	社長	制定者												
原子力品質保証細則 (第12.5条)	電源事業本部長	制定者												
原子力安全管理監査細則 (第12.5条)	検査部門長	制定者												
<p>原子力規制における検査制度の見直し等に伴う変更</p>														

品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係		備考												
変更前	変更後													
品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係														
<p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に「規定類と保安規定各条文との関連をわ. 〇. 〇. およびd. 〇. 〇.」の系に示す。                  a. 文書化した、品質方針および品質目標の実現に示す。                  b. 品質マネジメントシステムにおいて、品質方針および品質目標の実現に示す。</p>														
<p>品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>														
<p>品質マネジメントシステム計画</p> <table border="1"> <tr> <td>品質保証計画</td> <td>社長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程 (第12.5条)</td> <td>社長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則 (第12.5条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則 (第12.5条)</td> <td>検査部門長</td> <td>制定者</td> </tr> </table>			品質保証計画	社長	制定者	原子力品質保証規程 (第12.5条)	社長	制定者	原子力品質保証細則 (第12.5条)	電源事業本部長	制定者	原子力安全管理監査細則 (第12.5条)	検査部門長	制定者
品質保証計画	社長	制定者												
原子力品質保証規程 (第12.5条)	社長	制定者												
原子力品質保証細則 (第12.5条)	電源事業本部長	制定者												
原子力安全管理監査細則 (第12.5条)	検査部門長	制定者												
<p>原子力規制における検査制度の見直し等に伴う変更</p>														

品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係		備考												
変更前	変更後													
品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係														
<p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に「規定類と保安規定各条文との関連をわ. 〇. 〇. およびd. 〇. 〇.」の系に示す。                  a. 文書化した、品質方針および品質目標の実現に示す。                  ※修正とは、不正行為がなされていないことをいう。                  b. 品質マネジメントシステムにおいて、品質方針および品質目標の実現に示す。</p>														
<p>品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>														
<p>品質マネジメントシステム計画</p> <table border="1"> <tr> <td>品質保証計画</td> <td>社長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程 (第12.5条)</td> <td>社長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則 (第12.5条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>制定者</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則 (第12.5条)</td> <td>検査部門長</td> <td>制定者</td> </tr> </table>			品質保証計画	社長	制定者	原子力品質保証規程 (第12.5条)	社長	制定者	原子力品質保証細則 (第12.5条)	電源事業本部長	制定者	原子力安全管理監査細則 (第12.5条)	検査部門長	制定者
品質保証計画	社長	制定者												
原子力品質保証規程 (第12.5条)	社長	制定者												
原子力品質保証細則 (第12.5条)	電源事業本部長	制定者												
原子力安全管理監査細則 (第12.5条)	検査部門長	制定者												
<p>原子力規制における検査制度の見直し等に伴う変更</p>														

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

□ : 補正箇所を示す。



	備考 ・記載の適正化 ・監査業務の見直し等に関する変更 ・組織改正に伴う変更
--	---

備考  
 ・記載の適正化  
 ・監査業務の見直し等に関する変更  
 ・組織改正に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更後

(3.3) 要約性のあるプロセスの計画的な実施がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連事項 ・項目	一次文書名	実施部門		監査部門	
		二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)
5.4.1 品質目標		監視測定および 分析基本要領 (第125条)	電源事業 本部長		
5.5.1 責任および 権限		主任技術者の 責任、特にお よび職務等に 関する基本要 領(第130条)	電源事業 本部長		
5.5.4 内部コミュ ニケーション		内部コミュニケーション 要領(第131条)	電源事業 本部長		
5.6 マネジメント レビュー		マネジメント基本 要領(第125条)	電源事業 本部長		
7.1 業務の計画		原子力品質保証規程		原子力安全管理 管理監査要領 (第125条)	原子力安全 管理部(原子力監査)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更後

(3.3) 要約性のあるプロセスの計画的な実施がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連事項 ・項目	一次文書名	実施部門		監査部門	
		二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)
5.4.1 品質目標		監視測定および 分析基本要領 (第125条)	電源事業 本部長		
5.5.1 責任および 権限		主任技術者の 責任、特にお よび職務等に 関する基本要 領(第130条)	電源事業 本部長		
5.5.4 内部コミュ ニケーション		内部コミュニケーション 要領(第131条)	電源事業 本部長		
5.6 マネジメント レビュー		マネジメント基本 要領(第125条)	電源事業 本部長		
7.1 業務の計画		原子力品質保証規程		原子力安全管理 管理監査要領 (第125条)	原子力安全 管理部(原子力監査)

修正前

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更後

(3.3) 要約性のあるプロセスの計画的な実施がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連事項 ・項目	一次文書名	実施部門		監査部門	
		二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)
5.4.1 品質目標		監視測定および 分析基本要領 (第125条)	電源事業 本部長		
5.5.1 責任および 権限		主任技術者の 責任、特にお よび職務等に 関する基本要 領(第130条)	電源事業 本部長		
5.5.4 内部コミュ ニケーション		内部コミュニケーション 要領(第131条)	電源事業 本部長		
5.6 マネジメント レビュー		マネジメント基本 要領(第125条)	電源事業 本部長		
7.1 業務の計画		原子力品質保証規程		原子力安全管理 管理監査要領 (第125条)	原子力安全 管理部(原子力監査)

備考  
 ・記載の適正化  
 ・監査業務の見直し等に関する変更  
 ・組織改正に伴う変更

備考  
 ・記載の適正化  
 ・監査業務の見直し等に関する変更  
 ・組織改正に伴う変更

修正後

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更後

(3.3) 要約性のあるプロセスの計画的な実施がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連事項 ・項目	一次文書名	実施部門		監査部門	
		二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)
5.4.1 品質目標		監視測定および 分析基本要領 (第125条)	電源事業 本部長		
5.5.1 責任および 権限		主任技術者の 責任、特にお よび職務等に 関する基本要 領(第130条)	電源事業 本部長		
5.5.4 内部コミュ ニケーション		内部コミュニケーション 要領(第131条)	電源事業 本部長		
5.6 マネジメント レビュー		マネジメント基本 要領(第125条)	電源事業 本部長		
7.1 業務の計画		原子力品質保証規程		原子力安全管理 管理監査要領 (第125条)	原子力安全 管理部(原子力監査)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更後

(3.3) 要約性のあるプロセスの計画的な実施がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書

このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連事項 ・項目	一次文書名	実施部門		監査部門	
		二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)
5.4.1 品質目標		監視測定および 分析基本要領 (第125条)	電源事業 本部長		
5.5.1 責任および 権限		主任技術者の 責任、特にお よび職務等に 関する基本要 領(第130条)	電源事業 本部長		
5.5.4 内部コミュ ニケーション		内部コミュニケーション 要領(第131条)	電源事業 本部長		
5.6 マネジメント レビュー		マネジメント基本 要領(第125条)	電源事業 本部長		
7.1 業務の計画		原子力品質保証規程		原子力安全管理 管理監査要領 (第125条)	原子力安全 管理部(原子力監査)

備考  
 ・記載の適正化  
 ・監査業務の見直し等に関する変更  
 ・組織改正に伴う変更

□ : 修正箇所を示す。

・ 調査業務等に係る変更の理由の一本化

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
開通条項 ・項目	一次文書名	実施部門 (関連条文)	制定者	開通条項 ・項目	一次文書名	実施部門 (関連条文)	制定者	
7.1 業務の計画 (つづき)	放射線管理要領 (第172条) 島根原子力発電所から 173条から186条、190条	島根原子力発電所 長	島根原子力発電所 長	7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画 (つづき)	放射線管理要領 (第167条から第171条) 島根原子力発電所 長 施設管理要領(第173条から第175条) 島根原子力発電所 長 異常事象発生時の対応要領(第138条、139条、186条、187条、190条)	島根原子力発電所 長	島根原子力発電所 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化 ・ 監督業務の見直し等に伴う変更</li> </ul>
7.2.3 外部とのコミュニケーション 7.3 設計・開発	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	7.2.3 施設の外部との関係 管理の円滑化等	外部コミュニケーション 要領(第125条)	電源事業 本部長	電源事業 本部長	
7.4 調達	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	7.4 調達	調達管理基本要領 (第123条)	電源事業 本部長	電源事業 本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化 ・ 監督業務の見直し等に伴う変更</li> </ul>
8.2.1 原子力安全の運成	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	8.2.1 原子力安全の運成	原子力安全文化醸成基本要領(第124条)	電源事業 本部長	電源事業 本部長	
8.2.4 検査および評価	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	8.2.4 検査および評価	原子力安全文化醸成基本要領(第123条)	電源事業 本部長	電源事業 本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化 ・ 関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</li> </ul>
8.4 zeroes の分	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	8.4 zeroes の分	検査管理要領(第125条)	島根原子力発電所 長	島根原子力発電所 長	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

変更前				変更後				備考
開通条項 ・項目	一次文書名	実施部門 (関連条文)	制定者	開通条項 ・項目	一次文書名	実施部門 (関連条文)	制定者	
7.1 業務の計画 (つづき)	放射線管理要領 (第172条) 島根原子力発電所から 173条から186条、190条	島根原子力発電所 長	島根原子力発電所 長	7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画 (つづき)	放射線管理要領 (第171条) 島根原子力発電所 長 施設管理要領(第173条から第175条) 島根原子力発電所 長 異常事象発生時の対応要領(第138条、139条、186条、187条、190条)	島根原子力発電所 長	島根原子力発電所 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化 ・ 関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</li> </ul>
7.2.3 外部とのコミュニケーション 7.3 設計・開発	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	7.2.3 施設の外部との関係 管理の円滑化等	外部コミュニケーション 要領(第125条)	電源事業 本部長	電源事業 本部長	
7.4 調達	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	7.4 調達	調達管理基本要領 (第123条)	電源事業 本部長	電源事業 本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化 ・ 関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</li> </ul>
8.2.1 原子力安全の運成	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	8.2.1 原子力安全の運成	原子力安全文化醸成基本要領(第124条)	電源事業 本部長	電源事業 本部長	
8.2.4 検査および評価	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	8.2.4 検査および評価	原子力安全文化醸成基本要領(第123条)	電源事業 本部長	電源事業 本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化 ・ 関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</li> </ul>
8.4 zeroes の分	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	原子力品質保証規格	8.4 zeroes の分	検査管理要領(第125条)	島根原子力発電所 長	島根原子力発電所 長	

□ : 補正箇所を示す。

に係る変更の理由の本化  
 監査業務等に

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

e) JEK41111が要求する“文書化された手順”および記録  
 このうち、JEK41111が要求する“文書化された手順”である二次文書を以下の表に示す。

関連条項 ・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名 (関連条文)	制定者	二次文書名 (関連条文)	制定者
4.2.3 文書管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	文書・記録管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長
4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.2.2 内部監査	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.3 不適合管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.3.2 是正処置	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長

主注：一次文書：二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b). e). d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。

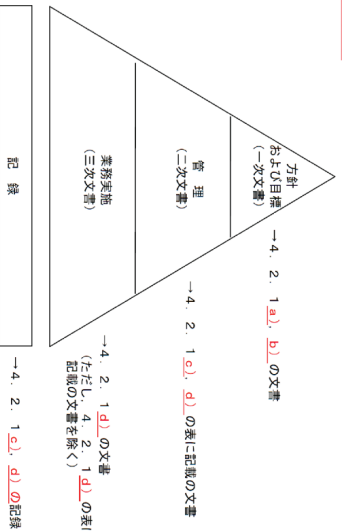


図2 品質マネジメントシステム文書体系図

変更後

(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等 (以下「手順書等」という)。このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連条項 ・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名 (関連条文)	制定者	二次文書名 (関連条文)	制定者
4.2.3 文書管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	文書・記録管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長
4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.2.2 内部監査	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.3 不適合の管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.3.2 是正処置	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長

備考

原子力規則における検査制度の見直しに伴う変更

監査業務の見直しに伴う変更

別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の修正前後比較表

変更前

e) JEK41111が要求する“文書化された手順”および記録  
 このうち、JEK41111が要求する“文書化された手順”である二次文書を以下の表に示す。

関連条項 ・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名 (関連条文)	制定者	二次文書名 (関連条文)	制定者
4.2.3 文書管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	文書・記録管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長
4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.2.2 内部監査	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.3 不適合管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.3.2 是正処置	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長

主注：一次文書：二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b). e). d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。

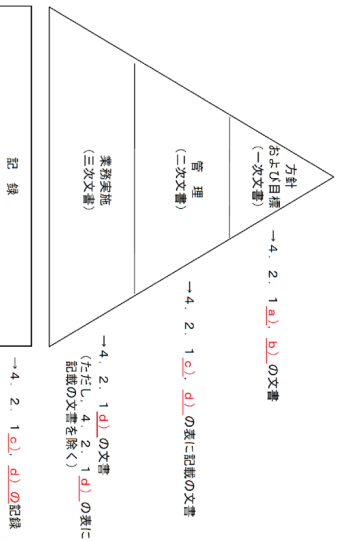


図2 品質マネジメントシステム文書体系図

変更後

(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等 (以下「手順書等」という)。このうち、二次文書を以下の表に示す。

関連条項 ・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名 (関連条文)	制定者	二次文書名 (関連条文)	制定者
4.2.3 文書管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	文書・記録管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長
4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.2.2 内部監査	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.3 不適合の管理	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.3.2 是正処置	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規則	原子力品質保証課	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理課長

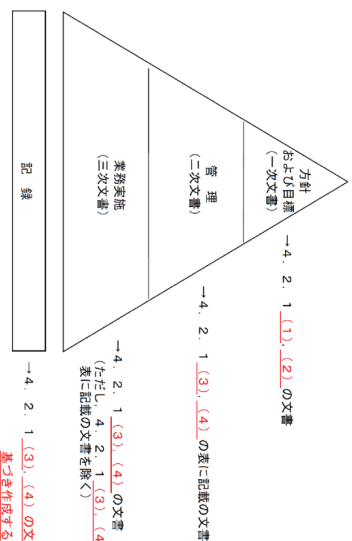


図2 品質マネジメントシステム文書体系図

備考

原子力規則における検査制度の見直しに伴う変更

監査業務の見直しに伴う変更  
 組織改正に伴う変更